

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会福祉基金の  
設置及び管理等に関する規程

平成18年7月19日  
規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が本市の社会福祉事業の推進を図るため、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会福祉基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の額)

第2条 基金の額は、30,000,000円とする。

2 基金に積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(基金の資金)

第3条 基金の資金は、第1条の目的に賛同した寄付金及び毎会計年度末の余剰金の一部を充てる。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全確実かつ有利な方法により保管するものとする。

(益金の処理)

第5条 基金から生ずる運用利子は、一般会計予算に計上して、市内の社会福祉にかかる経費に充てるものとする。

(処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合には、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 本会の財源が著しく不足したとき
- (2) 緊急に事業を実施する必要を生じたとき
- (3) 本市の先駆的社会福祉事業を行うとき
- (4) その他本市の社会福祉の発展のため特に必要と認めるとき

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。